

平成31年第3回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成31年3月20日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 1人
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成31年度多賀城市
報告第4号 一般会計補正予算(第1号)に対する意見)

議案第5号 多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部改正
について

議案第6号 平成29年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果
に関する報告書について

議案第7号 職員の人事について

日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第3回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成31年第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

議案資料の2ページをお願いいたします。平成31年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、2月8日から3月7日まで28日間の会期で開催された「平成31年第1回多賀城市議会定例会」は、予定どおり閉会いたしました。教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

学校教育課関係ですが、市立学校の「卒業式」は、3月9日に中学校、3月19日に小学校で執り行われ、小学校598名、中学校547名が卒業しております。平成31年度の「入学式」は小・中学校とも4月8日に執り行われま

す。
次に生涯学習課関係ですが、3月2日及び3日、「文化センターまつり」を文化センターで開催しました。文化センターで活動している団体による舞台発表や作品展示及び体験コーナーなどを実施しました。また2日には、文化センター指定管理者企画によるミニコンサートや楽器作りを楽しむ「みんなの音楽☆ピクニック」やお菓子のサークルフェアの開催もあり、2日間で1,170名の来場がありました。

3月5日、「文化センター×山形交響楽団アウトリーチプロジェクト2018」が子育てサポートセンター及び市立図書館で開催されました。子育てサポートセンターでは101名の親子がディズニー音楽等を、市立図書館では127名がクラシック音楽等を楽しみました。

3月9日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「あすなる教室閉講式」が市民活動サポートセンターで開催されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

次に文化財課関係ですが、3月4日、宮城県史跡整備市町村協議会市町村文化財担当者会議が、仙台市の国史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設で開催され、担当者が出席しました。文化財等の三次元計測と3Dデータの活用について、講演や意見交換が行われました。

3月15日、第11回多賀城南門等復元整備検討委員会議を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。多賀城南門等復元及び周辺整備事業調整状況最終報告書（多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針）と平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画について報告しました。

以下、別表社会教育事業等の実施状況でございます。4ページ下段になりますが、平成31年3月20日提出、教育長名、以上で諸般の報告を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑がある方。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

臨時代理事務 報告第4号 **臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市
一般会計補正予算（第1号）に対する意見）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について」（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）を議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは、議案資料の6ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第4号についてご説明を申し上げます。これは、8ページでございますが、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）の調製について意見を求められましたが、委員会を招集する暇がなかったことから、7ページにありますように、平成31年3月13日に臨時代理により異議ない旨回答したので、報告するものです。

当該補正予算につきましては、来る、今月27日招集の市議会第1回臨時会に提案されるものでございます。

それでは、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」の教育委員会関係分について、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、別冊臨時代理事務報告第4号資料の3ページをお開き願います。

歳入予算の、全体の表でございます。一番下に、一般会計予算の歳入の合計額が出ておりますが、補正額、右から2列目の欄で、2億471万円の増額で、補正後の総額を、276億1千471万円とするものでございます。

次の4ページは、歳出の全体の表でございます。

10款教育費ですが、教育費の補正予算額で、右から2列目の補正額の欄、6千873万1千円の増額です。

今回は、2項小学校費の補正になります。

補正予算内容で、歳出ですが、10、11ページをお願いいたします。

10款2項1目 小学校の学校管理費、補正額の欄で、6千873万1千円の増額補正でございます。

説明欄、教育総務課、説明欄1、学校環境整備事業、天真小学校で、3千373万1千円の増額補正ですが、これは、天真学校の老朽化したプールろ過器の修繕、並びに、同じく老朽化したプール缶体シートの張替え修繕を行う費用でございます。

次の説明欄2、学校環境整備事業、城南小学校で、3千500万円の増額補正ですが、これは、プール管理棟の解体及び建て替えを行う費用でございます。

30年度当初予算において、プール管理棟の経年に伴う改修工事費を計上し、改修を行う予定としておりましたが、当該管理棟が、コンクリートブロック造りの構造であることから、昨年6月に発生いたしました大阪北部地震において、ブロック塀倒壊の事故が発生したことに鑑み、児童の安全利用に万全を期すための検討を行ったところであります。

加えて、現在の管理棟の更衣室スペースが手狭でもあったことから、安全性の確保ができ、現在からより広い更衣スペースも確保できる「旧留守家庭児童学級・もみじ学級」の建物を活用することとし、トイレについては、プール使用期間中、プール脇に、仮設水洗トイレを設置すること、現在の管理棟は、機械庫、物品庫として使用する予定としておりました。

その為、更衣室として使用する男女の間仕切り等設置のための改修を行い、併せて、老朽化に伴うプール環境の安全対策として、プールサイドの平板改修工事、フェンスの更新等を行う費用を残す減額補正について、市議会第1回定例会で承認を受け、前回第2回教育委員会定例会、臨時代理事務報告第2号で、ご説明申し上げたところでございます。

現在、学校プール施設につきまして、今後の整備の時期、管理運営の方向性について、市長部局と、協議、検討を行っているところですが、現時点では、一定の方向性の調整までに至っておりません。

そのため、現時点で老朽化が著しい、天真小学校のプールろ過器と、プール缶体シートの修繕、並びに、城南小学校の管理棟については、今後のより安全性確保のため、解体を行い、建て替えを行うこととし、関係補正予算を計上させていただくものであります。

以上で、臨時代理事務報告第4号 平成31年度多賀城市一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根來委員。

根來委員

ただ今、説明いただきました城南小学校のプールの改修の件なんですが、一時的に留守家庭児童学級だった施設を使うということなんですか。それとも、恒常的に使うという意味なんですか。

教育長

副教育長。

副教育長

先ほど申し上げましたとおり、今後の整備の方向性ということもありますけれども、いろいろ検討を進めてきた中で、今の管理棟は、安全確保のために使わないことで更衣室を準備しようとしたんですけれども、管理棟については、今後、解体をすること。それから、今後の整備の全体の計画、いろんな運営の方法等を検討しておりましたので、そういった点では、新しい管理棟を作ることの補正予算でございまして、もみじ学級のところにつきましては、今後の運用につきましては、まず今年の夏、使っていただくこと。それから、工事の時期等もございまして、あと、今後につきましては、広さとか活用の方法は、いろいろ協議してまいりたいと思います。

教育長

他に質疑ある方。よろしいですか。樋渡委員。

樋渡委員

教育総務課の需用費で印刷製本費というのが2つとも3万円計上されていまして、これは、いろいろな事業の内容を製本したのを各部署で閲覧するためのものと考えてよろしいですか。

教育長

副教育長。

副教育長

これにつきましては、今回2つの工事を実施するにあたりましての図面の焼付とかそういった費用でございまして、工事に関わる図面等の費用でございまして。

教育長

他に質疑ある方。よろしいですか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号を承認します。

議案第5号 多賀城市立学校施設の開放に関する規則の 一部改正について

教育長

次に、議案第5号「多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案資料の10ページをお願いしたいと思います。

「議案第5号多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」説明させていただきます。

本案につきましては、施設利用の現状に即した形に、現行規則の一部を改めるものであります。その説明にあたりましては、右上に「参考」と書かれた議案第5号関係資料に基づいてご説明させていただきますので、「参考」と書かれた資料を御用意願います。

それでは、はじめに、「参考」と書かれた資料を御覧ください。

これは、現行の学校施設の開放に関する規則の一部抜粋でございます。

まず、第1条ですが、ここでは、この規則の目的を定めております。

目的とは、いわゆる「学校施設の開放事業」の目的のことですが、資料に記載のとおり、小中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供することで、社会教育の振興、スポーツの普及並びに地域コミュニティの活動等の発展に寄与するものでございます。

次のページをお開き願います。

この目的に沿って、学校施設を利用できる者については、第5条第1項で定義づけしております。太く網掛けをさせていただいておりますとおり、事前に教育委員会の登録を受けなければならないと定めております。つまり、第5条の見出しにありますとおり、団体登録が必要だと規定しております。

では、団体登録ができる要件とは何かということですが、これは、第4条に定めております。4項目ほどございますが、そのうち、網掛け太文字の第1号を御覧ください。「市内に在住し、在勤し、又は在学する者が5人以上在籍していること。」を団体登録の要件としております。従いまして、市外の活動団体などは、学校施設を使用することができない規定となっていることをご理解いただけたらと思います。

しかしながら、市内に在住・在勤又は在学するいわゆる「登録団体」が、交流試合を行う場合や「登録団体」が主催する大会等で、市外の団体が参加し、学校施設を利用している例がございます。

従いまして、規則に定める規定と実情に違いが生じており、現行の規則を遵守する選択肢もございますが、こうした交流活動が社会教育の振興、スポーツの活動の機会の充実とスポーツの普及に寄与している側面も否めません。

つきましては、現状に即した形に規則を改正するものでございます。

ここで、議案資料の12ページをお願いします。12ページでございます。

これは、新旧対照表でございまして、右側が現行の規則、左側が今回の改正内容を示したもので、改正を要する部分に下線を引いてございます。

只今ご説明申し上げましたとおり、市外の団体等であっても、登録団体が主催する事業で学校施設を利用する場合は、使用することができるよう、第4条に1項を追加し、第2項として、開放施設は、前項の団体が第1条の目的のために行う活動(前項の団体が主催する活動を実施する場合を含む。)に使用することができる旨、新たに規定するものです。

加えて、第5条第2項、第6条第2号において、引用条項に変更が生じることから、資料に記載のとおり改めるものでございます。

同じ資料の11ページを御覧ください。附則でございます。

施行期日を、平成31年4月1日とするものでございます。

なお、改正内容については以上となりますが、今回、本案をお認めいただきました後は、本規則に基づき、その運用等を定める要綱、これは事務局内部で定めるものでございますが、これを改正する予定でございます。

といいますのは、現在の使用申請手続きにおいては、使用日時、使用場所及び使用目的等を記載し、許可に至る流れとなっておりますが、大会等で学校施設を使用する場合は、不特定多数の方、特に本市内の学校施設を、普段使用したことのない方々も使用することとなります。

つきましては、大会等で使用する場合は、使用申請の手続きに合わせて、組織管理体制はどのようになっているか、責任者や役割分担が整理され、安全対策が確保されていることなど、大会要項の提示を求める旨を要綱に規定する予定でございます。

何を目的としているかといいますと、施設の使用許可を行う教育委員会としましては、事件事故の未然防止はもとより、施設の利用形態等について、十分に承知しておく必要があること、そして、何より利用者の皆様方に気持ちよくご利用いただきたくための対応の一つと想着ございますので、ご理解願います。以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明に質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

これまでは市内在住という規定の中で、それ以外に同じような団体の競技とかの時に他の市外の方がスムーズに活動できるようにということが趣旨でよろしいでしょうか。

「市内に在住し、在勤し、又は、在学する者が5人以上在籍していること。」というのが、加わっていると思うんですけども、それ以外にいろいろな各種団体と交流して、競技をするときに、不具合が出て来たということですよ。規定から外れて。簡単に言えば、いろいろな団体と交流試合とかする時にスムーズに行くようにというのが目的だとは思いますが、これまでもそういうことを意識しないで試合等をやってきたかもしれないんですけども、対外的な団体がどのような団体か、一般的には、例えばバレーボールでいろいろやっているチームの中に主催者側がわからないような団体が含まれてくる可能性はないのでしょうか。そういうことに対する、ろ過作用的なものあるのか確認します。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ただ今のご質問は、大きく2点あったのかと思います。

まず、後段の主催者が大会等に利用する場合にどこの団体かわからない団体がくるのか、それはありません。ただ、一点目の質問に戻るんですけども、現在の規則を杓子定規で見ますと、あくまで市内で活動する団体だけに固定しておりますから、その登録している市内で活動している団体が、他の市外の団体を連れてきて交流試合をしたときに今の規則と合わないということになってしまいます。

そこで、杓子定規にして、それはだめだよ、というがどうなのかと、この学校施設を開放している目的というのは、スポーツの普及だったり、社会教育の振興だったりする訳ですから、その交流試合をやることも、その一環ですよ。じゃあ、規則を現状に即した形に直しましょうと、そんな形のご提案でございます。

教育長

他に質疑はありませんか。浅野委員。

浅野委員

学校施設の開放で長期休業中とかは入れないで、土・日の学校施設の利用と

いうのは、増えているんですか。例えば、土・日、天真小学校のそばを通るんですけども、ほとんど体育館などは使用されている状況なんですけれども、その辺は、どうなんでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

平成27年度以降のものとなりますけれども、利用人数につきましては、ほぼ横ばいでございます。特に今年度は、前年度と比較しますと若干下回っています。これは、昨年の夏に暑い日があったものですから、校庭等での利用ができないというのがあったというのが一つでございます。

教育長

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第5号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

議案第6号 平成29年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

教育長

次に、議案第6号「平成29年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

議案資料14ページでございます。議案第6号ですが、平成29年度多賀城市教育委員会の点検及び評価の結果に関する報告書について、ご説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものです。

内容につきましては、教育総務課の松戸参事兼課長補佐の方からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

議案第6号について御説明いたします。別冊として配付しております議案第6号関係資料の多賀城市教育委員会点検・評価報告書の1ページをお開きください。

この点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に基づく取組であり、学識経験を有する2名の方から御意見、御提言をいただいております。

また、本報告書は、本市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の推進のため、平成29年6月に策定した「多賀城市教育振興基本計画」の総合的推進に当たって実施することとしていた点検・評価も併せて掲載しております。

本日、この定例会で決定されましたならば、市議会に報告するとともに、市ホームページ上で公表することとしております。

次に、報告書の構成について御説明いたします。

まず、2ページから5ページでございますが、平成29年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。

次に、7ページから14ページでございますが、学識経験者の方から昨年度にいただきました意見に対し、事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組の概要を掲載しております。

次に、15ページから42ページでございますが、「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の点検・評価を行っております。

評価結果の概要といたしましては、施策については、「達成」が1件、「高」が2件、「中」が4件となっており、基本事業については、「達成」が21件、「高」が2件、「中」が14件となっております。詳細は22ページ以降をご確認いただきたいと思います。

次に、43ページから86ページでございますが、教育委員会で取り組んでいる35件の各事務事業について掲載しております。平成29年度も主要な事業に関しての事業評価としておりますので、御確認いただきたいと思います。

なお、この事業評価に関しましては、市全体の事務事業評価と同様の取り扱いとなっております。

87ページから97ページは、学校評価として、事業の取組状況・評価・課題等について記載しております。

100ページから125ページは、学識経験者として、昨年度もお願いしました元多賀城市立多賀城東小学校長の齋藤昭雄氏と、本年度から新たにお願いしました、元大郷町立大松沢小学校長の平井 節子氏、お二方からいただいた御意見、御講評を掲載しております。

今年度も、第五次多賀城市総合計画に掲げている7つの政策体系のうち政策3の「教育文化分野」、「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」の施策ごとに事業評価を行っております。

44ページの一覧表では、事務事業名、担当課、決算額を記載しており、表の右側には、事務事業の状況、成果向上の評価を数字の1から3までで表しております。

なお、この評価のものさしは、同じ44ページの右上に掲載しておりますので、御確認いただきたいと存じます。

35の事務事業のうち、事業状況に関しては、16事業が「順調である」、17事業が「概ね順調である」との評価結果になっております。

また、成果向上に関しては、22事業が「成果向上余地は小」、12事業が「成果向上余地は中」との評価結果になっております。

今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を教育委員会内で行うこととしております。

以上で教育委員会の点検・評価についての説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。浅野委員。

浅野委員

44ページの29年度の35項目、それぞれ実施した決算額まで評価をして、それを基にして、このような成果が見られた、課題があったということ、いろいろな項目があるわけですがけれども、学校教育に絞ってお話ししますと、結局は児童生徒の学力の向上であり、豊かな心を育むという大きな目的に従って、それぞれの事業を実施してきたというわけですがけれども、豊かな心を育む教育の推進、これでいきますと、主要施策でいきますと、例えば、ナンバー11のスクールカウンセラー活用調査研究事業とかスクールソーシャルワーカー活用事業とか、いじめ防止対策事業というところに関係してくると思うんですがけれども、平成29年度の評価、91ページ、評価として、スクールカウンセラー

やスクールソーシャルワーカーを中心とした相談体制のネットワーク計画を推進した。SNSなどのネットトラブルの問題について、関係機関と連携し、指導に生かしてきた。6番の事業の課題でネットトラブルの問題の実態把握と研修、対策強化。ということは、29年度の評価を受けてさらに課題として、30年度に向けていくと思うんですけども、現場の先生方と話していると、子供たちの生活の様子が一時期よりも「見えにくい」という表現をしておりました。確かにそういう表現をされるというのは、現場の先生方の感覚としては、わかるような気がします。20年前、30年前で、いろんな児童生徒の問題があったときは、どんなに表面に出てきた行動とか、一見大変なものであっても、大体は見えたというか、子供たちが何を考え、何を不満にして、子供たちがどのような行動をとってくるのか、ある程度見えたし、わかったし。だから、それなりに事前の対策もきちんとしてきたし、その中で子供たちの気持ちの交流も、行ったり来たりではあるけれども、その時は大変だと思っていたけれども、今になってみると、今の見えない状態から比べてみると、はるかに、指導しやすい、対応しやすいと、選択の幅が多かった。学校だけの問題とは限りませんが、いろんなSNSなどの情報、見えない面で、パッと出てきたときには、大変になっている。その辺あたりに解決策が出る問題ではないし、時間をかけて、その都度、出てきたことに各学校にきちっと対応していってもらわないと、完全な解決にはならないし、一つの問題が解決しても、また別の問題が出てくるわけで、そういう意味では、現場の先生方、実際に関わっている方たちは、非常にご苦労されているなと思うんです。

それで、44ページの施策一覧の中で事業状況、成果向上、これは、全体をみてこのようになっているということの一覧で、これはこれで意味があるものと思いますけれども、その中で特に心を育む教育の推進事業の全体の中で、30年度への課題として残っていたネットトラブルの問題の実態把握と研修、対策強化、これが具体的に多賀城市内の小中学校でこれが具体的に出てきて、ということではないと思うんです。ただ、いずれそれは、今年なかったから来年もなかったということはなく、心配される。常に考えておかなければならないと思うんですけども。そのような面も含めて、それぞれ教育委員会として各学校との間で具体的に日常的にどのような連携を取りながら、特にどういった点に注意しながら、そして事業として来年度もどのような形で重点化した形で進めていこうとしているのか伺いたい。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

今、事業というお話がありましたので、最初は事業についてお話させていただきまして、後半部分は、事業から離れてお話をさせていただきます。

今、ご指摘ありましたとおり、11番のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと心のケアハウス等がございました。その前にですね、例えば、4番からの特別支援教育支援事業であったり、6番の小学校理科支援事業であったり、7番の多賀城学習個別支援事業であったり、8番の自主学習支援事業であったり、この辺は一人一人に手をかけて、学校を楽しいて思わせる部分かと思えます。勉強って面白いんだな、分からなかったことが分かってうれしいなっていう、その子供たちのやる気であるとか、自己肯定感であるとか、そういうところを育むところと考えております。

そして、11番からのところは、悩みがあったら相談するとか、なかなか学校に足が向かない時に対応するであるとか、いじめの未然防止であるとか、または、ケアハウスに通ってとか、14番の学校適応アセスメント検査事業では、どの子が困り感を抱いているのかなというところで、どちらかという、救っていくという目線になるかなと思っております。一つポイント、この事業がすべて有効であるというわけではなくて、総合的に密接に関連しているんだと、私は捉えておりました。

そして、後半部分、事業ではなくというところだったんですけども、今、ご指摘のとおり、ネットトラブルとか、昔はなかったところで、子供たちの問題が生じたり、また、そのことによって、不登校になったりということが生じておりました。今日の委員会が終わってから、お話ししようと思っていたのですが、チラシなんですけど、多賀城市P連、PTA連合会で夜9時から朝6時はスマホを使わない・SNSはしないということで、なかなか、家庭に帰ってしまうと、学校側がどんなに言っても、家庭内には入っていけないので、協力を得ましょうということで、PTAが主体になって、スマホから離れましょうということで、今回進めているところでございます。これが第1弾で、次年度はさらにこれを基にして進めていきたいと思いますということで、PTAの方で歩調を合わせて、これは2月に配布いたしました。4月の市広報でもこの欄を作ってくださいと広報いたします。それから、新年度になりましても、PTA総会等で周知を図ってですね、みんなでスマホの利用等について考えていきたいと思いますということを進めていきたいと考えております。そういうことによって、夜遅くまで使うことによって、生活のリズムが乱れて不登校になってしまうということも聞いておりますので、そういうのを防いだり、いじめやそういうところも未然防止に努めたりということで次年度は特に力を入れて進めていきたい。事業もあるんですけども、事業と絡めながら総合的に進めていきたいと考え

ておりました。

教育長

他に質問はありませんか。菊池委員。

菊池委員

44ページなのですが、13番のいじめ防止対策事業があります。昨年度は「順調である」ということで、今回「概ね順調である」ということなんですけれども、これは、一人一人を考えたときに大事なことかなと思います。29年度のことですが、30年度もずっと引き続きあると思うんですけれども、今、先生方がご苦労されて子どもたちをケアしてくれていると思うんですが、28年度に対して、もう一つ上の対策としてどういう違いがあるか、どういうことをなさっているのかを教えてください。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

いじめに関しては、積極的に認知していきましょうというスタンスでございます。前は、これはいじめに該当しないんじゃないかということで、教員の方でカウントしていない部分もございましたけれども、いじめの定義も変わりましたので、平成25年からになりますけれども、子供が困り感を抱いていじめの定義に合致するときには、これは、事が大きい・小さいではなくて、いじめだなという視点で、その子を守るんだと、そして、解決を図るんだというスタンスで取り組んでおります。

教育長

他に質問はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

34番なんですけれども、特別史跡多賀城跡復元整備事業が事業状況は「概ね順調である」となっているんですが、成果の方が平成28年度は、「順調」であったのが、29年度は「順調でない」となったのは、理由はあるのでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

特別史跡多賀城跡復元整備事業については、平成2年から事業開始というか、本格的に着工しまして、平成6年当時に南門復元の実施設計を終了し、その後、いろんな諸条件によりまして、中断していたということで、震災後に歴まち計画とか、そういうのに位置づけをして、再度、事業を進める運びとなったんで

すけれども、平成27・28年と平成6年度の時の実施設計を見直ししたことで、そちらの方については、概ね順調に事業を進めてたということでありましたが、29年度については、今後、どのような形で進めていくかという検討をしていたということで、概ね順調ではありましたが、やり方によっては、成果がより進むということで「3」ということでした。

ご存じのとおり、前回もご説明したとおり、文部科学省の補助採択がありまして、事業の方を今後、本格的に進めていく段階になっておりますので、平成30年度の評価については今からですけれども、進んでいるという現状であります。

教育長

他に質問はありませんか。根來委員。

根來委員

28ページのところなのですが、成果状況と評価の中で、教育相談体制の充実で再登校率と不登校出現率とあります。先ほどの学校教育課長さんの話の中で個別にというよりは、いろいろ関連することがあるので、その問題であったり、成果であったというものを考えていただきたいというお話だと思うんですね。

そう考えたときに、27ページの小中学校の教育の質の向上というところが上がっているんですけど、その質のところに含まれるものが、授業だけに留まっている部分なんだと思うんですね。教育の質っていうのが、授業のわかりやすさだけではなく、この後の子どもたちの安全安心な環境の一つの授業だと思うんです。教育相談など学校ではちゃんとなさっていると思うんですけど、体制の充実を図っていく中で、子どもたちの悩みに、何かあったらこういう場所があるよとか、知らせるだけではなく、相談できる仕組みの方から子どもたちと関わるような、迎え入れるような仕組みがあると、この辺の出現率というのは変わっていくのではないのかなという気がするんですね。ここに評価の中に考察も入っておりますけれども、視点としては、相談体制の充実という意味合いで設置という方向付けだけではなくて、子どもたち自身がこれが悩みだっけ気づいていない場合もあるかと思うので、相談者または仕組みというものが、普段から子どもたちとその仕組みが関わっているような、又は、関連するような生活環境であるとか、そういったことの事業の内容を考えていただくことによって、変わることはあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

まさしく、そのとおりかと思えます。

この基本事業に関しましては、平成32年度まで変えられませんので、今の意見を参考にして、32年度以降、こちらの方に反映していきたいと考えております。

教育長

他に質問はありませんか。学校教育課長。

学校教育課長

先ほどの説明で「32年度以降」と話をさせていただきましたが、32年まではこのままで、33年度以降になります。失礼いたしました。

教育長

他に質問はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第6号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定します。

議案第7号 職員の人事について

教育長

次に、議案第7号ですが、本件は人事案件でありますので、秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。それでは、関係課長等以外及び傍聴者の方は、暫時、退室願います。

〈学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 退室〉

(秘密会の会議録については、別途作成)

教育長

それでは、関係課長に入室願います。

〈学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 入室〉

日程第3 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたら願います。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、平成31年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課参事兼課長補佐 松戸 幸二

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成31年4月24日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印